

# 第2次狭山市情報化基本計画

狭山市

平成28年4月

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画策定の背景</b> .....	<b>1</b>
1.1	計画の趣旨.....	1
1.2	計画の位置付けと期間.....	3
<b>第2章</b>	<b>国・県の情報化政策の動向</b> .....	<b>4</b>
2.1	国における情報化政策の動向 .....	4
(1)	マイナンバー制度 .....	4
(2)	世界最先端IT国家創造宣言 .....	4
(3)	電子自治体の取組みを加速するための10の指針 .....	6
2.2	県における情報化政策の動向 .....	7
<b>第3章</b>	<b>狭山市情報化の現状と課題</b> .....	<b>8</b>
3.1	狭山市情報化の現状 .....	8
3.2	狭山市情報化の課題 .....	11
3.3	地方公共団体における情報化の共通課題 .....	12
<b>第4章</b>	<b>基本方針</b> .....	<b>13</b>
(1)	方針1 ICTによる行政サービスの高度化 .....	14
(2)	方針2 行政の簡素化・効率化 .....	14
(3)	方針3 地域の課題解決 .....	15
<b>第5章</b>	<b>施策</b> .....	<b>17</b>
5.1	行政情報システムの全体最適化.....	18
(1)	ワンストップサービスの拡充 .....	18
(2)	クラウドの活用拡大 .....	19
(3)	内部情報系システムの更新.....	20
(4)	情報セキュリティ対策 .....	21
(5)	新たな課題等への対応と活用 .....	22
5.2	地域情報化の推進.....	24
(1)	ICTを活用した地域の安全・安心 .....	24
(2)	ICTを活用した地域の活性化.....	25
(3)	市民の情報活用力の向上 .....	26
5.3	ICTガバナンスの強化.....	27
(1)	情報化推進体制の強化 .....	27
(2)	情報システム調達の適正化.....	28
(3)	人材(財)育成 .....	30
(4)	個人情報保護対策.....	32
5.4	情報化の推進体制.....	33

## 第1章 計画策定の背景

### 1.1 計画の趣旨

少子高齢化の進展や市民のライフスタイルの多様化など、市民生活を取り巻く環境は大きく変化し、保健、医療、福祉、防災などのあらゆる公共サービスの分野で、多様かつ質の高い市民サービスの提供が求められています。

特にインターネットに代表される情報通信技術は、その急速な発展と普及に伴い、市民の暮らしのあらゆる分野に浸透し、いまや社会基盤として必要不可欠なものとなっています。スマートフォンやタブレット等の携帯端末、ソーシャルメディア<sup>1</sup>やクラウドコンピューティング<sup>2</sup>、オープンデータ<sup>3</sup>やビッグデータ<sup>4</sup>等を市民サービスに利活用することは、地域情報化の大きな流れとなっています。

また、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）や、東日本大震災の教訓をはじめとする自然災害に対する防災・減災対策、そして東京オリンピック・パラリンピック大会といった新たな課題や好機に対しても、最大限の情報通信技術の利活用が求められています。

しかしながら、本市においては、景気の低迷や少子高齢化に伴う人口減少により市税収入が減少傾向にある中、人件費などの経常的に支出される経費に加え、高齢者福祉や子育て支援などに関する社会保障費が増加しており、財政状況は非常に厳しいものとなっています。

こうした状況下にあって、第4次狭山市総合計画で将来像として目指している「緑と健康で豊かな文化都市」を実現するために、住民基本台帳システムに代表される行政情報システムの最適化をはじめ、公共施設予約や電子申請等による行政手続きの簡素化、公式ホームページ及びモバイルサイトに加え、公式フェイスブックやツイッターなどによる市政情報の発信など、様々な分野でICT（情報通信技術）を活用し、限られた経営資源の中で、市民サービスの向上と効率的な行政事務の執行を図っているところです。

ICTを活用することで、自治体は行政サービスの質や効率の改善に留まらず、より多くの付加価値を発信していくことができるようになります。従来の行政主導のサービスから市民のニーズを出発点とするサービスへの転換等、ICTによって実現できる行政サービスの向上が期待されるところです。国のIT総合戦略本部においても「世界最高水準のIT利活用社会」を実現することが目標とされ、より便利で効率的な電子自治体を具体的な成果として実現していくことが求められています。

<sup>1</sup> **ソーシャルメディア**：誰もが参加可能で、個人が発信した情報や個人間の結びつきを利用した、インターネット上に展開される双方向の情報コミュニケーションメディアの総称のこと

<sup>2</sup> **クラウドコンピューティング**：インターネットを通じて提供されるサービスや記憶領域などのコンピュータリソースを、ユーザーが特にリソースの所在を意識することなく利用できるというコンセプトのこと。その特性上カスタマイズが困難とされている

<sup>3</sup> **オープンデータ**：行政が保有する公共データを二次利用できる形式で公開し、公開データを企業や団体がアプリ開発等に活用することで、新規産業の創出や住民の利便性の向上につなげることを目的とした取組みのこと

<sup>4</sup> **ビッグデータ**：情報通信技術の発展によって収集・記録が可能となった、多種多様な形式・要素を含む巨大なデータ群のこと。ビッグデータの分析・活用により、新たな商品や事業の開発、これまでになかった社会的な仕組み・システムの創出が期待されている

一方、情報化の推進においては、個人情報の保護や情報セキュリティの確保及び業務の継続性の観点が非常に重要です。利便性の向上、経済性や効率性などの視点からだけでなく、個人情報保護対策、情報セキュリティ対策や、災害発生時など不測の事態においても中断が許されないサービスの提供等を踏まえて運用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、高度で質の高い市民サービスを提供するために、本市職員自らが意識を変え、従来の枠組みを抜本的に見直した電子自治体の構築を目的とした「第2次狭山市情報化基本計画」を策定しました。

## 1.2 計画の位置付けと期間

本計画は、第4次狭山市総合計画との整合性を図るため、平成28年度から前期基本計画の終期である平成32年度までの5年間とし、社会状況の変化や急速な情報通信技術の進歩を踏まえ、適宜計画の見直しを行うものとします。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
第4次狭山市総合計画（基本構想）									
前期基本計画					後期基本計画				
第2次狭山市情報化基本計画									
実施計画									

※本計画に掲げられた施策を計画的かつ効率的に実現するため、本計画に基づく具体的な事業を示す実施計画（アクションプラン）を別途定めた上で、さらに1年ごとに見直しを行い、常に時代に即した形での進行管理を進めていきます

## 第2章 国・県の情報化政策の動向

### 2.1 国における情報化政策の動向

#### (1)マイナンバー制度

平成25年5月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の関連法案が成立し、国民一人ひとりが個人番号（マイナンバー）を持つマイナンバー制度が平成27年度から施行されました。

マイナンバー制度は、社会保障と税、災害対策の分野において国民の利便性を高め、行政を効率化するとともに、公平・公正な社会を実現するための基盤となる制度で、次のような効果が期待されています。

##### ・国民の利便性の向上

各種申請等の行政手続の際に提出する書類が減るなど、手続きが簡素化されます。

##### ・行政の効率化

行政機関などで様々な情報連携が円滑となり、時間や労力が削減されることで各種行政事務が効率化されます。

##### ・公平・公正な社会の実現

より正確な所得や行政サービスの受給状況などを把握し、不当な負担や不正な給付を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができるようになります。

マイナンバー制度は、順次適用事務の範囲拡大が実施されていくこととなっており、今後の国の動向等を踏まえ、遺漏なく適切に対応していくことが求められています。

#### (2)世界最先端IT国家創造宣言

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」は、平成25年6月に閣議決定されました。（平成26年6月と平成27年6月に変更について閣議決定。）これは成長戦略の柱として情報通信技術（IT）を経済成長のエンジンと位置付け、平成32年までに、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる世界最高水準のIT利活用社会である、「IT国家」となるために必要な政府の取組みなどを示したものです。

## 世界最先端 I T 国家創造宣言（概要）

<b>I. 基本理念</b>	
1.	再生する日本の礎である情報通信技術（I T）の利活用
2.	「真の豊かさ」の追求を通じた、世界の範たる課題解決型の I T 利活用モデルの構築 （1）未来社会の産業構造、社会変革の中心としての I T 利活用 （2）社会的課題の解決と実感できる「真の豊かさ」の実現
3.	I T を利活用した課題解決に向けた 4 つの柱
<b>II. 目指すべき社会・姿</b>	
1.	I T 利活用の深化により未来に向けて成長する社会
2.	I T を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
3.	I T を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会
4.	I T を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会
<b>III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組</b>	
1.	I T 利活用の深化により未来に向けて成長する社会 （1）新たな I T 利活用環境の整備 （2）ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進 （3）公共データの民間開放（オープンデータ）の推進
2.	I T を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会 （1）地方創生 I T 利活用促進プランの推進 （2）起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等 （3）雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現
3.	I T を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会 （1）適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現 （2）I T を利活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開（Made by Japan 農業の実現） （3）世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 （4）世界一安全で災害に強い社会の実現 （5）家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現 （6）次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化 （7）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端の I T 利活用による「おもてなし」の発信
4.	I T を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 （1）安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 （2）利便性の高い電子行政サービスの提供 （3）国・地方を通じた行政情報システムの改革 （4）政府における I T ガバナンスの強化
<b>IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化</b>	
1.	人材育成・教育
2.	世界最高水準の I T インフラ環境の確保
3.	サイバーセキュリティ
4.	研究開発の推進・研究開発成果との連携
<b>V. 本戦略の推進体制・推進方策</b>	
1.	本戦略の P D C A サイクル等の推進管理体制
2.	目標・進捗管理における評価指標
3.	成功モデルの分析・展開
4.	国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開



(3)電子自治体の取組みを加速するための10の指針

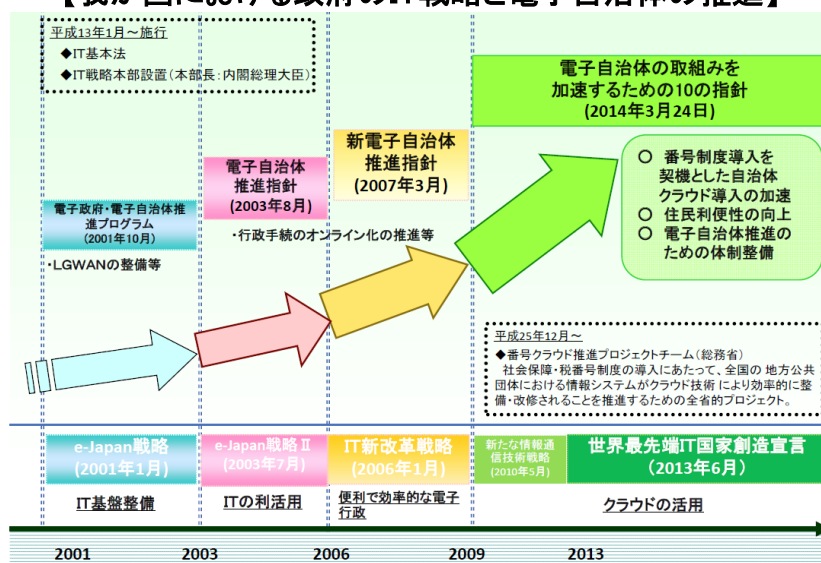
総務省はこれまで、電子自治体の取組みを推進するため、「電子自治体推進指針」、「新電子自治体推進指針」を策定してきました。

今般の「世界最先端IT国家創造宣言」の閣議決定を受け、自治体クラウドの導入をはじめとする地方公共団体の電子自治体に係る取組みを一層促進することを目的として策定された新たな方針が「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」となります。

これまでの指針が、ICTの進展や動向等について広く地方公共団体に情報提供することを目的の一つとしていたのに対し、同指針は、マイナンバー制度の導入に併せた自治体クラウド導入の加速を最優先課題と位置付け、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的な取組みを提示することに重点が置かれています。

<b>&lt;第一節&gt;番号制度導入に併せた自治体クラウド導入の取組み加速</b>	
指針1	番号制度の導入に併せた自治体クラウドの導入
指針2	大規模な地方公共団体における既存システムのオープン化・クラウド化等の徹底
指針3	都道府県による域内市区町村の自治体クラウドの取組み加速
指針4	地域の実情に応じた自治体クラウド実施体制の選択及び自治体クラウド導入を見据えた人材育成・確保
指針5	パッケージシステムの機能等と照合した業務フローの棚卸し・業務標準化によるシステムカスタマイズの抑制
指針6	明確なSLAの締結、中間標準レイアウトの活用等による最適な調達手法の検討
<b>&lt;第二節&gt;ICT利活用による住民利便性の向上</b>	
指針7	オープンデータの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズの精査及び推進体制の整備
指針8	ICT利活用による更なる住民満足度向上の実現
<b>&lt;第三節&gt;電子自治体推進のための体制整備</b>	
指針9	CISO機能の明確化等、情報セキュリティに関する人材・体制の強化
指針10	チェックリストを活用した強力なPDCAの構築

【我が国における政府のIT戦略と電子自治体の推進】



(平成 27 年 3 月 総務省 自治行政局 地域情報政策室 地方自治情報管理概要より)



## 2.2 県における情報化政策の動向

埼玉県は、平成24年6月の「埼玉県5か年計画―安心・成長・自立自尊の埼玉へー」の部門別計画として、「埼玉県IT推進アクションプラン2014-2016」を策定し、平成28年度までの3年間のIT施策の基本的方向と施策の行動計画を示しました。

目標として、「ITを活用した県民生活の更なる利便性の向上」を掲げ、ITを「経済成長と県民生活向上のツール」と位置づけ、3つの主要テーマを柱として各個別事業が計画されています。

### (1) 新たな課題・技術への対応

- ① クラウドコンピューティングの活用拡大
- ② タブレット端末等の効果的な活用
- ③ オープンデータ化の推進
- ④ 官民連携による県政情報の発信
- ⑤ マイナンバー制度を支える基盤の整備

### (2) 県民生活に関わる重要なシステムの構築

- ① 県民生活の安心・安全の確保
- ② IT利活用による利便性の向上
- ③ ITを活用した共助社会づくりの推進
- ④ IT推進を担う産業の育成
- ⑤ IT基盤の高度化の推進

### (3) システムの再構築と危機管理

- ① 庁内システムのマネジメントの推進
- ② IT利活用による行政事務の効率化
- ③ IT推進を担う人材の育成
- ④ 情報セキュリティの強化とサイバー犯罪対策
- ⑤ 有害情報等への対策の強化

埼玉県及び県内市町村が共同で実施する事業については、県と県内全市町村で構成する「埼玉県電子自治体推進会議」への参画を通し、進行状況を十分に考慮して本市情報化基本計画と整合を図り、推進していく必要があります。

## 第3章 狭山市情報化の現状と課題

### 3.1 狭山市情報化の現状

昭和 57 年に自庁にオフィスコンピュータ<sup>5</sup>を導入し、住民基本台帳システムの運用を開始し、その後、印鑑登録のシステム化を図り、昭和 63 年には各出張所（当時）における諸証明の発行を開始しました。

平成 2 年に自庁に汎用コンピュータを設置し、翌平成 3 年より住民記録業務、税業務と順次処理を拡大してきました。その後、住民基本台帳システム・地方税務システムなどをアウトソーシング<sup>6</sup>及びワンストップサービス<sup>7</sup>を実現するサーバ系システム<sup>8</sup>に移行しました。それにより平成 26 年に住民基本台帳システム、地方税務システムについてワンストップサービスの一形態である総合窓口<sup>9</sup>化を実現しましたが、健康福祉関係課における各業務システムについても総合窓口化に向けて取り組んでいます。

現在、主な行政情報システムとして、住民情報系システム（住民基本台帳システム、地方税務システムほか）、内部情報系システム（財務会計システム、文書管理システム、グループウェアほか）を整備しています。

インターネットによる市民サービスの分野においては、平成 11 年に公式ホームページを開設し、図書館蔵書検索、公共施設予約、各種申請書のダウンロード、電子申請の対応を行いました。また平成 14 年には公式モバイルサイトを開設し、平成 18 年に総務大臣表彰を受賞しました。さらに近年のソーシャルメディアの普及に対応し、平成 26 年に「狭山市公式フェイスブック」と「狭山市公式ツイッター」を開設しました。市のイベント情報や観光情報、災害情報等、様々な情報を提供しています。また、外部公開用にオープンデータライブラリの整備を進めています。

災害対策分野では、平成 19 年に携帯メールを利用した「狭山市消防参集システム」を稼働させ、翌年には対象を全職員に拡大し、災害発生時に参集可能な職員の即時把握により、迅速で的確な初動体制の確保と被災状況の集積・管理を可能としました。さらには、市立小・中学校や市内の保育所・幼稚園等に通う児童・生徒の保護者を対象に緊急時に一斉にメールを配信するシステム「さやまっ子緊急メール」を平成 25 年に稼働させました。

<sup>5</sup> オフィスコンピュータ：「オフコン」とも呼ばれ、事務処理に特化したコンピュータのこと。現在のコンピュータ分類では該当するものはありません

<sup>6</sup> アウトソーシング：行政や企業の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業などに委託すること

<sup>7</sup> ワンストップサービス：一度の手続きで、必要とする手続きなどをすべて行えるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きを一度に行なえる「ワンストップ行政サービス」のことを指します

<sup>8</sup> サーバ系システム：技術的な仕様を公開し、特定メーカに縛られることなく開発されたシステムのこと。「オープン系システム」と呼ばれる場合もあります

<sup>9</sup> 総合窓口：行政情報や各種申請・届出に関する手続き情報などを、市民や企業に対して一元的に提供できること

## 【狭山市の総合窓口】

本市では、平成26年1月から総合窓口を運用しています。本市における総合窓口とは、引越しや結婚、子どもの成長などに伴うライフイベントに係る手続きの窓口を1階にまとめることにより、市民の移動距離を減少させ、書類記入の際の負荷も軽減させるものです。



この総合窓口は全国でも先進的な取り組みとして、今までに数多くの自治体が視察に訪れています。

また、市民アンケートでも、「手続きがわかりやすくなった」「用件が済むまでの時間が短縮された」等の評価を得ています。

次に本市の行政情報システムの概要を示します。

### 「狭山市行政情報システムの概要」

住民情報システム	税務情報システム	福祉情報システム	その他システム	内部情報システム	ウェブ系サービス
住民記録	市県民税	障害者福祉	水道	財務会計	ウェブサイト
印鑑登録	軽自動車税	高齢者福祉	下水道	文書管理	モバイルサイト
戸籍・除籍	法人市民税	後期高齢者	図書館	人事給与	SNS
宛名	国民健康保険税	介護保険	農家台帳	庶務事務	議会会議録検索
国民年金	固定資産税	生活保護	畜犬管理	グループウェア	例規類集検索
選挙	収納	健康管理	土木積算	起債管理	審議会情報検索
住基ネット		こども医療	市営住宅	職員在庁管理	私の提案
公的個人認証		保育		地図情報	図書館蔵書検索
時間外証明発行		児童手当		職員参集	公共施設予約
学齡簿		介護認定		教育情報ネットワーク	電子申請
		学童保育			

## 3.2 狭山市情報化の課題

本市では、これまで積極的に情報化を推進してきましたが、情報システム導入に際して付随する開発費及び運用費は増加傾向にあり、その縮減が課題となっています。また、業務や部門ごとに個別に情報システムを導入したことによる重複オペレーションとデータの多重管理、情報セキュリティ対策などにおける専門知識や適正な調達に対応できる人材の不足など様々な課題が存在しています。

情報化の推進における代表的な課題は、以下の3点が挙げられます。

### (ア) 行政情報システムの最適化

新たな市民サービスの提供と、電子自治体を推進していく上で、自庁内にサーバを設置する情報システム構成では、継続的な利用が技術的、費用的に困難であるため、行政情報システムの最適化が必要です。

### (イ) 地域の安全・安心の向上及び活性化

社会経済環境の大きな変化とともに多様化、高度化している市民のニーズに応えるべく、ICT活用の起点を「市民サービスの向上」とした地域情報化のさらなる推進が必要です。また近年、地震や気象災害などの自然災害が多発しており、地域の安心・安全の確保に向けた市民サービスが求められています。

### (ウ) 情報化推進体制の強化

進化し続けるICT技術の調査・研究及び組織内の調整を早急に行い、かつ的確で迅速な決断をするために、情報化推進体制及びICTガバナンス<sup>10</sup>の強化が必要です。

<sup>10</sup> ICTガバナンス：組織体・共同体がICTを導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするICT活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること



### 3.3 地方公共団体における情報化の共通課題

本市における情報化は、本市固有の課題のほか、次に示す地方公共団体における情報化の共通課題をも踏まえつつ、推進していく必要があります。

共通課題	内 容
電子自治体の推進体制の強化	全体最適化の視点から電子自治体全般の取組みを強力に進めていくために、 <u>CIO<sup>11</sup></u> を中心とした推進体制の拡充と <u>PDCA<sup>12</sup></u> サイクルの確立により、ICTガバナンスを一層強化し、維持することが必要です。
システムの共同化・標準化の一層の推進	現在よりも低コストで効率的に電子自治体の構築を進めていくためには、複数の団体が共同して情報システムの構築・運用を行う共同化の取組みが有効です。さらに、システムの共同化に留まらず、人材育成やセキュリティ対策等における団体間の連携・協力等、幅広く共同化の取組みを進める必要があります。
新しい技術・モデルの活用	ICTの世界では、新しい手法、技術、モデルが続々と誕生しています。これらの有効性を十分に見極めた上で、時流に遅れることなく電子自治体の現場に積極的に導入していく必要があります。
情報セキュリティ対策の強化	情報セキュリティ対策の強化は、マイナンバー制度の施行によりその重要性がさらに高まっており、電子自治体の取組みと併行して、情報モラルを含む情報セキュリティ対策を一層強化し、対策の実効性を高めていくことが不可欠です。
新たな課題等への対応と活用	マイナンバー制度への対応と活用、多発する自然災害への防災・減災対策などの課題解決と、東京オリンピック大会開催などの新たな機会への対応として、最大限にICTを利活用する必要があります。

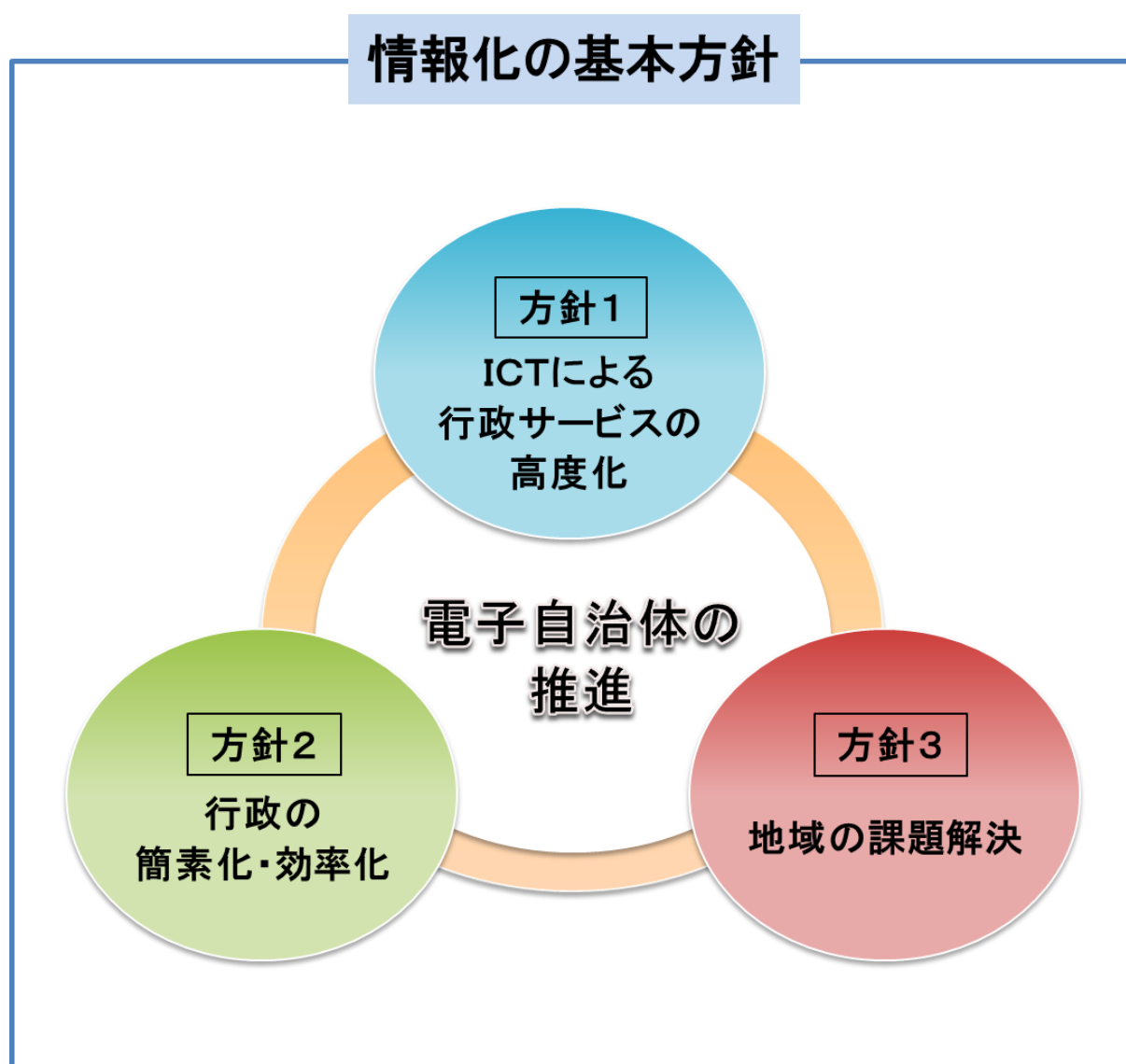
<sup>11</sup> CIO：Chief Information Officer の略で、CIOは、自治体におけるすべてのネットワーク、情報システムなどの情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有することとしています

<sup>12</sup> PDCA：マネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、次回のplanに結び付けるらせん状のプロセスを繰り返し継続的な業務改善活動を推進する手法のこと

## 第4章 基本方針

第4次狭山市総合計画（基本構想）では将来像として「緑と健康で豊かな文化都市」の実現を目指し、行政サービスのさらなる向上を推進していくこととしています。

本計画もこの将来像の実現に寄与するため、前章の本市を取り巻く情報化に係る諸課題を念頭に、今後本市が取り組むべき情報化の基本方針を「電子自治体の推進」とし、電子自治体の取組みを加速するために3つの方針を掲げます。






**(1)方針1 ICTによる行政サービスの高度化**

電子自治体は、行政サービスに新たな価値を付与し、市民の利便性を高めるものでなければなりません。そのため、これまでと同様に、ICTによる行政サービスの高度化に取り組みます。

これまでの取組み
いつでも、どこでも、誰でもアクセスできる行政サービスの提供
公式ホームページと公式モバイルサイトにて各種情報を積極的に公開
行政手続などのオンライン化の推進、オンライン利用の促進
住民基本台帳システム・地方税務システムの総合窓口の実現


**新たな取組み**
**ワンストップサービスの拡充**

現行の総合窓口を引き続き推進するとともに、福祉コミュニケーションサーバ<sup>13</sup>を有効に活用し、健康福祉関係課での情報の共有と連携を図り、サービスの向上を目指します。

**利便性の向上**

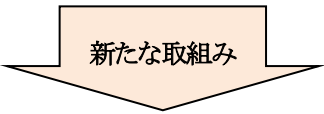
マイナンバー制度の活用をはじめ、証明書のコンビニ交付、税金などの公金納付方式の多様化、公衆無線LAN環境の整備などを推進し、市民サービスの利便性向上を目指します。

**(2)方針2 行政の簡素化・効率化**

厳しい財政状況の下、地方公共団体は徹底した行財政改革、情報化コストの大幅な削減を進めなければなりません。新しい情報化技術を積極的に活用することで、簡素で効率的な行政を実現します。

これまでの取組み
狭山市行財政集中改革プランの策定と実施
汎用コンピュータシステムからサーバ系システムへの移行
全体最適化・調達の適正化による行政情報システムの最適化

<sup>13</sup> **福祉コミュニケーションサーバ**: 横断的な情報の共有、検索、活用を実現させるために、福祉の各業務システムが保有するデータを連結したデータベース


 新たな取組み

**クラウドを利活用した行政情報システムの最適化**

情報システムを他自治体と共同利用する「自治体クラウド」の導入を検討します。クラウド利用の効果を上げるため個別業務を見直し、標準化（カスタマイズ部分の極小化）を目指します。

**調達最適化**

情報システムの適正な調達を行うため「情報システム調達ガイドライン」を見直します。

**(3)方針3 地域の課題解決**


安全・安心な地域づくり、子育て支援、高齢者福祉などのほか、防災・減災対策の充実、情報格差の縮小が課題になっており、ICTを活用し、市民やNPO、ボランティア団体など地域社会との協働によって、これらの課題解決に取り組みます。

**これまでの取組み**

公式ホームページと公式モバイルサイトにて各種情報を積極的に公開

市民交流促進総合ポータルサイト（さやマルシェ）の構築

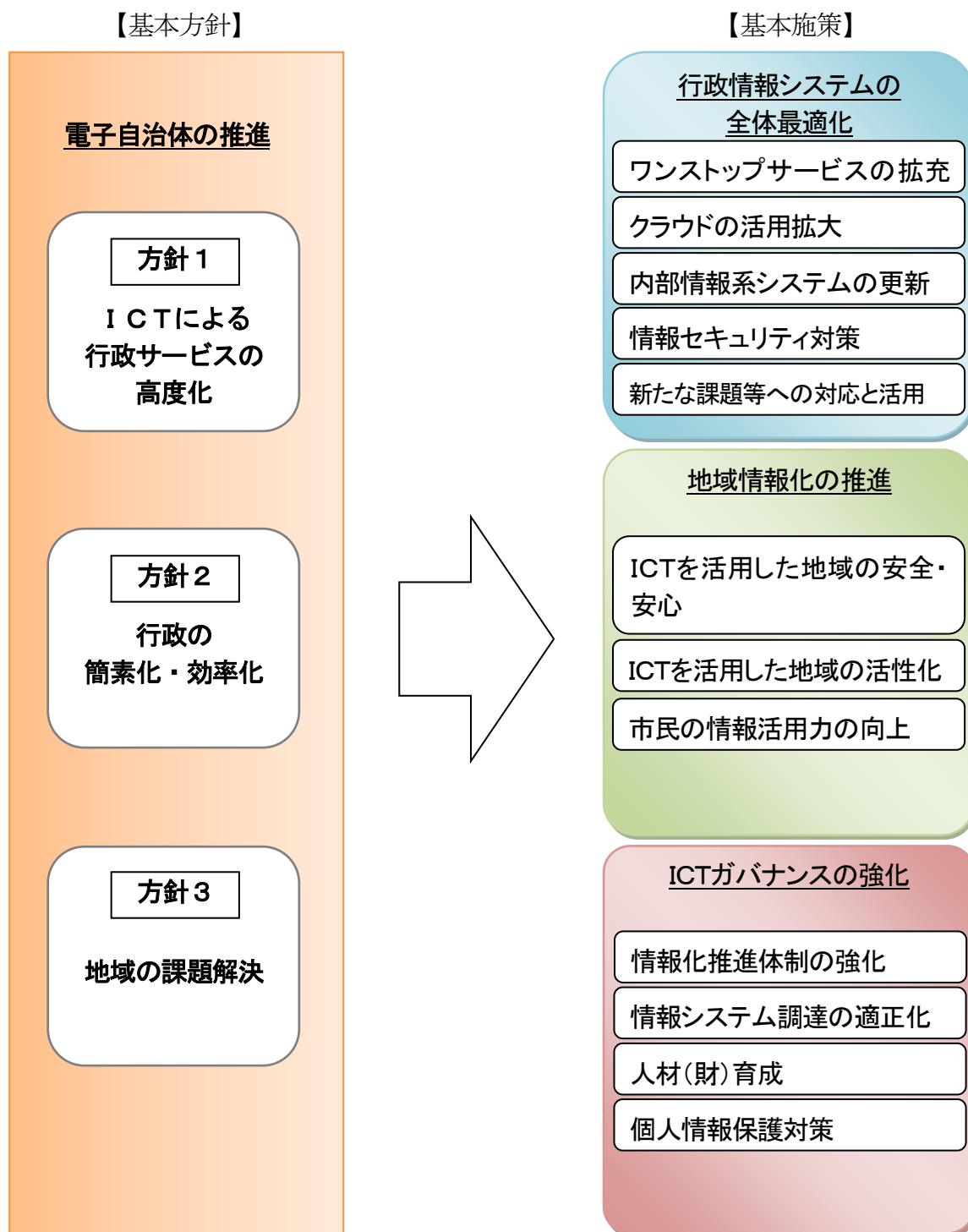
オンライン利用サポート講習会を開催


 新たな取組み

**地域情報化の推進**

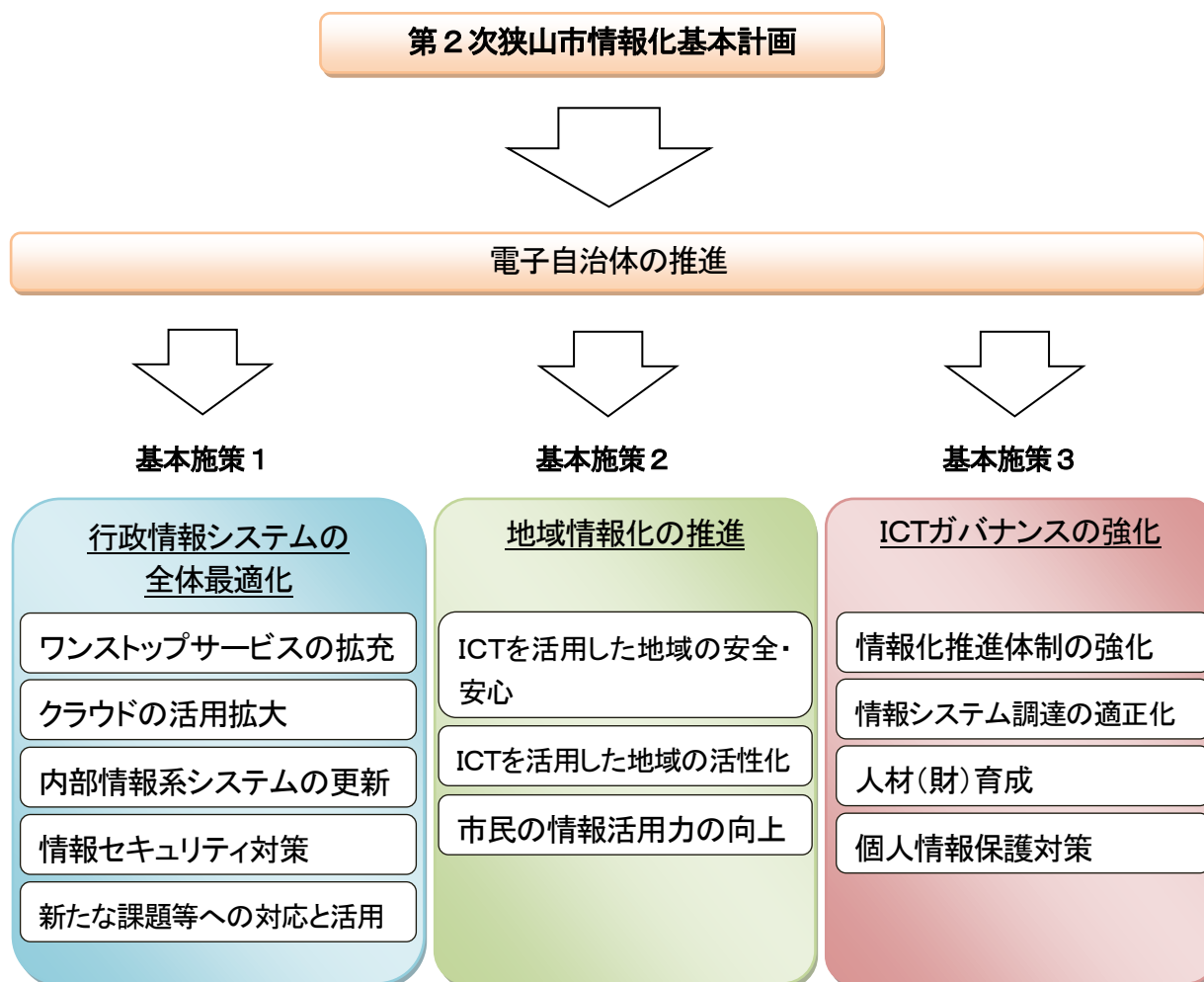
被災者支援システムを活用し、地域の安全・安心を推進します。  
オープンデータを充実させ、地域経済の活性化を支援します。

前述の3つの方針を軸とし、細分化した基本施策を定め、様々な問題を取りこぼすことなく取り組んでいくことが必要となります。



## 第5章 施策

第4章 基本方針で定めた3つの方針「ICTによる行政サービスの高度化」、「行政の簡素化・効率化」、「地域の課題解決」を具体的に実現していくための推進項目として、「行政情報システムの全体最適化」、「地域情報化の推進」、「ICTガバナンスの強化」を本計画における基本施策とし、電子自治体の構築を推進します。



## 5.1 行政情報システムの全体最適化

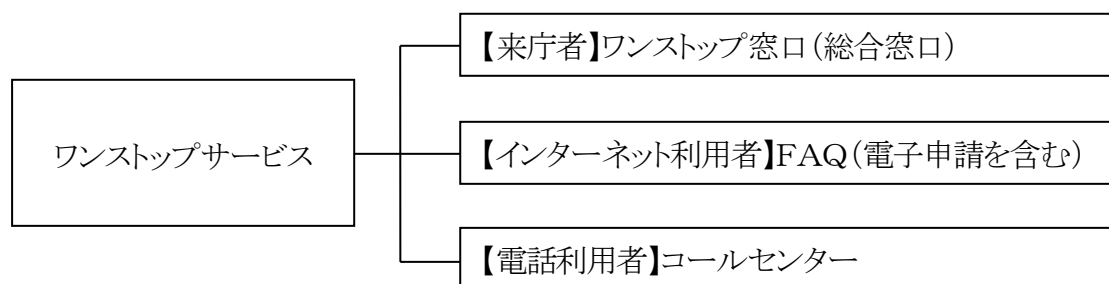
### (1)ワンストップサービスの拡充

#### 総合窓口の拡充を図ります

ワンストップサービスと総合窓口は混同されがちですが、総合窓口はワンストップサービスの一形態です。

ワンストップサービスとは、一度の手続きで、必要とする関連作業を完了させられるように設計されたサービスのことをいいます。また、手続きだけでなく、問合せに対する回答を一箇所で得られることもワンストップサービスといえます。

このように、一口にワンストップサービスといっても、いくつかの形態に分類されるものであり、大きくは次の3通りが考えられます。



ワンストップサービスは形態が違ってそれぞれに関連が深く、全て実現できることが理想的ですが、本市では平成26年1月に本庁への来庁者の利便性を向上させるため、住民基本台帳システムと地方税務システムにおいて総合窓口対応システムを導入し、総合窓口化を実現しました。

今後は福祉コミュニケーションサーバを利用して、健康福祉関係課の窓口業務を見直すことにより総合窓口化を推進し、全業務でのプッシュ型サービス<sup>14</sup>の提供を目指します。

<sup>14</sup>プッシュ型サービス：市民が申請しなくとも、利用できるサービスを行政側から積極的に案内する「お知らせ型」の行政サービスのこと

## (2)クラウドの活用拡大

ICT関連コスト削減や危機管理等の視点からクラウドの活用拡大を目指します

本市で稼働している行政情報システムの大部分は、自庁にサーバなどを設置し、業務や部門ごとに個別のソフトウェアを導入、自庁内にて運用する方式をとっています。

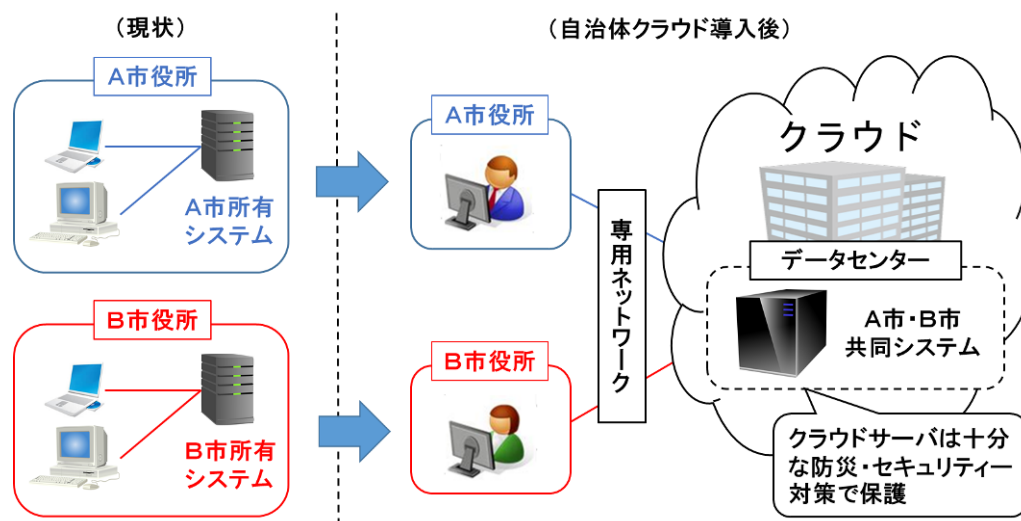
この方式は、要求仕様に対してきめ細かな対応が期待できる半面、システム開発、保守、運用に係る内部情報がシステム事業者の中に囲い込まれてしまう、いわゆる「ベンダーロックイン」という状況に陥りやすく、結果としてICT関連コストの高止まりを招いてしまうことが問題となっています。さらに、自庁設備の防災対策が不十分であれば、被災時の設備損壊による業務続行への支障が生じ、最悪の場合は重要データ消失を招く危険性があります。

全国各地の自治体において、ICT関連コスト削減や防災対策、運用管理の負荷軽減といったメリットを求め、クラウドの活用が推進されています。

総務省による「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」に記載されている方針のうち、5つが自治体でのクラウド利用に関するものであり、国としても自治体におけるクラウドの利用を推奨・推進しているところです。

本市においては、総合窓口対応システムと公共施設予約サービスなど一部クラウドを活用していますが、その他のシステムについてもクラウドの活用拡大を目指します。

## 【自治体クラウドのイメージ図】



## (3)内部情報系システムの更新

## 全体最適化の将来像を見通しながらシステムを更新します

本市の庁内インフラ整備<sup>15</sup>は比較的早く、平成11年には主要な出先機関を含めた庁内ネットワークを構築しました。現在、庁内においては、内部情報系システムとして、予算編成から歳入・歳出の管理などを行う財務会計システム、行政文書の管理を行う文書管理システムのほか、電子メール送受信、庁用車・会議室予約等を行うグループウェアを稼働させています。

日々運用している内部情報系のシステムの効率化、多機能化は、電子自治体の内側を支える大きな柱です。これらのシステムの構築費や運用経費の削減と事務処理の効率化を図るためには、職員認証機能<sup>16</sup>、電子決裁機能<sup>17</sup>、システム連携機能などを実装した共通基盤の構築が必要であり、この共通基盤を活用した全体最適化を共通認識とし推進します。

## (ア) 共通基盤システムの構築

情報システムの構築費や運用経費の削減と事務処理の効率化を図るため、情報システムに共通する機能（職員認証機能、電子決裁機能、システム連携機能）を統合し、それぞれのシステムをこれらの共通機能と連携させ、個々のシステムのスリム化を図ります。

## (イ) グループウェア（職員ポータルサイト）・内部情報系システムの更新

グループウェアの更新にあたり、職員の運用負荷軽減やコスト削減等を目的としたクラウド利用の検討及び、職員のコミュニケーション支援を目的とした電子会議室機能等の導入を目指します。

内部情報系システムは、電子決裁の導入検討と同時に、財務会計システム、文書管理システム及び庶務事務システムの一括調達も視野に入れた検討を行います。

## (ウ) システム更新における留意点と対策

サーバ機器の経年によって、システムそのものを更新する必要があったり、クライアント機<sup>18</sup>の OS<sup>19</sup> のバージョンが変わることによって、動作しなくなる

15 庁内インフラ整備：情報インフラを指し、庁内 LAN などのネットワーク整備、一人一台パソコンの整備を行い庁内の情報化の基盤となる整備のこと

16 職員認証機能：情報システムを使用出来る職員であることを認証する機能のこと

17 電子決裁機能：紙と印鑑による決裁を、情報システムを使用した場合でも、同様な決裁ができるようにする機能のこと

18 クライアント機：情報を集中管理するサーバ機に対し、情報の利用を中心とした機器のこと

19 OS：Operating System の略で、Windows や MacOS といった、コンピュータ、パソコンなどを稼働させる基本ソフトのこと



システムへの対応策として、仮想化技術<sup>20</sup>やシンクライアント<sup>21</sup>を効果的に適用していくことや、クラウド利用の検討を含め、全体最適化を意識したシステム構築を行います。

#### (4)情報セキュリティ対策

##### 情報セキュリティ対策の継続と狭山市ICT-BCPの充実を図ります

ICTを使った情報サービスの利用促進は、常に情報セキュリティが確保されていることが前提であり、すべてのサービスを安全かつ安心して利用いただくために、情報セキュリティ対策を継続して行います。

平成28年1月から運用が開始されたマイナンバー制度に関連し、これまで以上に地方自治体における情報セキュリティ対策の重要性が高まっています。

##### (ア) 個人情報の漏えいに対するセキュリティ

インターネットを使ったサービスの利用機会の増大は、個人情報などが漏えいするリスクも高まります。また、不特定多数を攻撃目標とはせず、地方自治体への攻撃へと特化した「標的型攻撃」による被害が多く見受けられ、その攻撃手法は常に進化・巧妙化しています。個人情報について、情報セキュリティを強化するために、ネットワーク上における対策のほか、オンラインサービス構築時に公的個人認証<sup>22</sup>などを活用することも視野に入れます。

また、情報セキュリティポリシー<sup>23</sup>の継続した見直しと、全職員に対して定期的な情報セキュリティ教育を実施します。

##### (イ) 本市におけるICT部門の業務継続計画（ICT-BCP<sup>24</sup>）の充実

地域の安全・安心を実現するサービスには、防災関係をはじめ、災害発生時に稼働するサービスも含まれており、不測の事態にあってもサービスを継続することが求められています。クラウドの活用はその一手段です。

故意による情報漏えい、大規模災害により回線が切断された、コンピュータウイルスが蔓延した、不正アクセスによりサーバが停止したなど、あらゆる脅威を想定し、その状況下で優先的に運用しなければならないサービスを選別し、継続するための計画を策定し、非常時を想定した訓練を実施しています。

<sup>20</sup> **仮想化技術**：コンピュータの資源を、物理構成に拠らず論理的に柔軟に分割したり統合したり、他のコンピュータに仮想化（シミュレート）する技術のこと

<sup>21</sup> **シンクライアント**：thin（薄い）client（クライアント）。利用者のクライアント端末に必要最小限の機能だけを持たせ、ほとんどの処理をサーバ側に集中させたシステムのこと

<sup>22</sup> **公的個人認証**：インターネットを通じて行政手続を行う際に、他人による「なりすまし」申請や、通信途中の改ざんを防ぐための機能を提供するものこと

<sup>23</sup> **情報セキュリティポリシー**：情報の機密性や完全性、可用性を維持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの

<sup>24</sup> **BCP**：Business Continuity Plan の略で、災害や事故などの際、最低限の事業活動を継続ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される計画のこと

また、今後改定される「地域防災計画」との整合性を図ることによりICT-BCPの充実を図ります。

#### (5)新たな課題等への対応と活用

##### 新たな課題等への対応と活用に向けてICTを有効活用します

#### (ア) マイナンバー制度の活用の推進

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度の活用により、所得や行政サービスの受給状況がより正確に把握しやすくなり、不当な負担や不正な給付を防止するとともに、本当に必要な方に対してきめ細かい支援を行うことができるようになりました。

また、マイナンバー制度は新たな社会基盤（インフラ）ともされており、行政事務の情報管理・利用を一層効率化し、税金や年金、医療など暮らしに身近な手続きを簡素化します。

利便性の向上は、情報セキュリティ面ではリスク増大にもつながるため、個人のプライバシー等の権利利益の保護を十分に配慮しつつ、マイナンバー制度の利用を推進します。

#### (イ) 自然災害に対する防災・減災対策

平成23年の東日本大震災や平成27年の関東・東北豪雨など、近年、想定を超える規模の自然災害が多発しており、ICTを活用して災害情報の共有・伝達、または被災状況の予測を円滑に行うことにより、防災・減災につなげていかねばなりません。

例えば、市内の被害状況や避難所の状況、防災設備の配備状況などの情報を正確かつ迅速に収集し、関係機関で共有することは大変重要なことであり、災害対策本部において迅速な意志決定の支援となります。

本市においては、災害時に被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興作業が行えるよう、平成27年度に「被災者支援システム」の運用を開始しました。今後は、高齢者や障害者などのうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の検索や抽出を行う「避難行動要支援者関連システム」また、被災予測や被災状況・復旧復興状況の集計・分析を行う「被災予測等・復旧復興関連システム」との連携を進めます。

また、普段インターネットを使用しない方・使用できない方への配慮として、公共施設へのデジタルサイネージ<sup>25</sup>設置など、多様な災害情報の共有・伝達手段

<sup>25</sup> デジタルサイネージ：屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称

の拡充を進めます。

【デジタルサイネージの例】

ビルの壁面



通路



- (ウ) 東京オリンピック・パラリンピック大会  
平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会の訪問者への「おもてなし」にも、ICTの活用は欠かせません。

ICTを活用した「おもてなし」として、訪問者が快適に利用できる無料公衆無線LAN環境の提供やデジタルサイネージの設置によるタイムリーな情報提供などを目指します。

## 5.2 地域情報化の推進

### (1)ICTを活用した地域の安全・安心

統合型GIS、モバイル(携帯電話等)を活用し地域の安全・安心の向上を図ります

これまでに提供している情報サービスにとらわれることなく、市民の利便性の向上及び業務効率化につながるサービスを整備します。これらを実現するために必要な基盤となる情報システムの整備を行います。

#### (ア) 統合型GIS<sup>26</sup>

電子自治体における共通のプラットフォーム<sup>27</sup>であり、利便性の高い情報サービスの提供が可能となります。今後は、防災・防犯など緊急時に必要となるサービスの提供を含め、計画的に整備します。

#### (イ) モバイル(携帯電話等)活用

本市では、公式モバイルサイト、メール配信サービス、災害時職員参集システム、さやまっ子緊急メール、公共施設予約サービス、図書館蔵書検索・予約サービスなど、他の自治体に比べてモバイル活用の度合いはかなり高く、依然として注目度は全国トップクラスです。情報化の大きな柱として、その優位点を活かした積極的なサービス展開を行います。

また、ツイッターやフェイスブックなどのSNS<sup>28</sup>を活用した防犯・防災情報の発信や、市民活動の支援を推進します。さらに統合型GISなど、他の基盤との連携も積極的に進めます。

<sup>26</sup> 統合GIS：Geographical Information System の略で、電子化された地図データと統計データや各位置の持つ情報などのデータとを統合的に扱う情報システムのこと

<sup>27</sup> プラットフォーム：土台（基盤）となる環境のこと

<sup>28</sup> SNS：Social Networking Service の略で、コミュニティ型の会員制 Web サイトの総称のこと

## (2)ICTを活用した地域の活性化

## 地域ポータルサイト、オープンデータ等を充実させ地域の活性化を図ります

## (ア) 地域ポータルサイト

平成22年度に「出会う・学ぶ・交流する」をテーマとした複合公益施設情報システム「さやまるシェ」を開設し、官民協働による地域活性化を目指しつつ、本市の魅力についての情報を発信しています。

今後も「さやまるシェ」の利活用を推進するため、コンテンツの充実を図ります。

## (イ) オープンデータ

「オープンデータ」とは、行政が保有する公共データを二次利用できる形式で公開し、公開データを企業や団体がアプリ開発等に活用することで、新規産業の創出や住民の利便性の向上につなげることを目的とした取組みのことです。

オープンデータは、総務省の「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」や政府の「世界最先端IT国家創造宣言」の中でも重要な取組みとされています。

本市では、「世界最先端IT国家創造宣言」に謳われている「ビッグデータの利活用による新事業・サービスの促進」についても検討しつつ、公開データの整備を進めるとともに、データ活用促進のための方策を定め、サービスの充実に努めていきます。

## (ウ) 証明書のコンビニ交付

個人番号カードの活用の一つでもある証明書のコンビニ交付について、市民サービスの利便性向上の視点から、サービス導入を進めます。

本庁、市内各地区センター、市民サービスコーナーに加え、全国のコンビニエンスストア等で、サービス提供時間内(6:30~23:00)であれば、いつでも取得することができるようになります。

### (3)市民の情報活用力の向上

#### 「オンライン利用サポート講習会」を開催します

いかに利便性の高いサービスを提供したとしても、受ける側の市民が利用できなくては、双方にメリットは生まれません。また、ICTを活用したサービスの特徴として、利用者の多寡が行政側の運用経費に与える影響は大きくありません。このようなことから、サービスの投資効果を高めるためには、いかに多くの市民に利用してもらうかが重要です。そのためには、生涯学習や学校教育の充実も視野に入れた利用者の情報活用力の向上が必要となります。

電子自治体の目的と効果を理解し、各種情報サービスの展開と合わせ、「オンライン利用サポート講習会」を継続して実施します。



## 5.3 ICTガバナンスの強化

### (1)情報化推進体制の強化

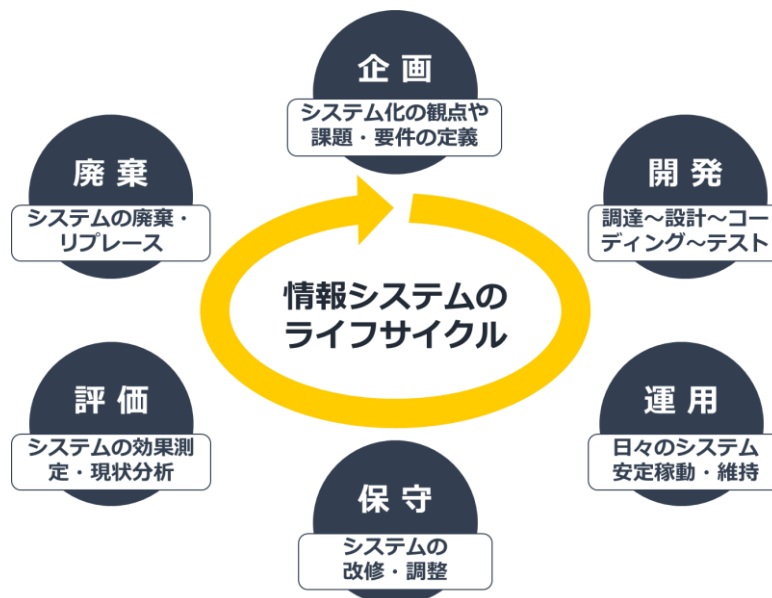
#### 情報化推進体制を強化します

本市は、ICTガバナンスを強化し、効率的な行政運営を目指すために、その核となるCIO、CIO補佐官及びCISO<sup>29</sup>を設置しています。また、合わせて「狭山市情報化推進本部」などの組織体制の整備も行っています。

今後は、情報政策官<sup>30</sup>を登用するなど、外部の専門家を活用することにより、情報化推進体制をさらに強化します。

将来的には、CIOの下で、組織内の全ての情報システムのライフサイクル<sup>31</sup>を統括する組織として、「PMO<sup>32</sup>（プロジェクト・マネジメント・オフィス）」を設置し、全体最適化のためのシステム統廃合や部門間の業務・システムの見直しの際には、関係者間の調整や意思決定の円滑化を図るとともに、より弾力的な予算執行を実現します。

#### 【情報システムのライフサイクル】



<sup>29</sup> CISO: Chief Information Security Officer の略で、組織体・共同体内で情報セキュリティを統括する最高情報セキュリティ責任者のこと

<sup>30</sup> 情報政策官: 情報化に関する専門的な識見を有し、情報化推進体制における最高責任者である情報統括責任者（CIO）に対しその職務を補佐するとともに、電子自治体の推進などの情報政策全般について助言を行う

<sup>31</sup> 情報システムのライフサイクル: 情報システムの企画～開発～運用～保守～評価そして廃棄に至るまでの循環過程のこと

<sup>32</sup> PMO: Project Management Office の略で、管轄するプロジェクトを集中的にまとめて調整するマネジメント活動の様々な責任が割当てられた組織のこと



## (2)情報システム調達の適正化

### ① 情報化経費のあり方

#### 情報システムに係る経費の適正化を図ります

本市では、各情報システムの予算措置、契約事務について、平成15年の「電子計算業務のあり方検討報告」において見直しが図られ、それまでの情報システム課主導から業務原課主導へ変更しました。以後、情報ネットワークなどの全庁的なものは情報システム課が対応し、個別システムは業務原課が主導で対応してきた結果、システムの個別最適化は図られてきましたが、システム間のデータ連携を適切に行うことが困難である等の弊害が出ています。総合窓口対応システムなどにより全体最適化が進んでいますが、データの重複管理や重複オペレーション<sup>33</sup>などの問題の一部は解消されず、経費も抑制できていません。

情報システムに係る経費を抑制していくためには、全体最適化の視点をもって取り組むことが必要であり、情報化推進体制を強化することにより、システムの現状調査・分析、システムの調達、運用の全体にわたる最適化への取組みを並列的に実施することが可能となります。新しいシステムの導入や見直しには一時的に費用がかかりますが、運用期間全体の経費は抑制できます。

#### (ア) 情報システムの現状調査

個々のシステムの状況・課題を把握するために、情報システムに関するあらゆる情報を収集し、可視化・分析して現状の課題を明らかにします。

#### (イ) システム面からの取組み

既存の情報資源の有効活用を図るとともに共通基盤の導入を検討します。

#### (ウ) 調達・体制面からの取組み

情報システム調達ガイドラインの見直しを行い、技術標準を整備するとともにPMOの設置を検討します。

#### (エ) 運用面からの取組み

運用保守の内容を見直し、(SLA契約<sup>34</sup>などを含め)費用の適正化を行い、アウトソーシングの推進を行います。

<sup>33</sup> オペレーション：情報システムに対する操作のこと

<sup>34</sup> SLA契約：Service Level Agreementの略で、ICTサービスの提供者と委託者との間で、契約を締結する際に、提供するサービスの範囲・内容及び前提となる諸事項を踏まえた上で、サービスの品質に対する要求水準を規定し運営ルールを両者の合意として明文化したもの

## 【運用保守におけるSLAの事例】

項目 【××業務】	サービス時間	合意指標		
		稼働指標	応答時間	故障復旧時間
Web窓口検索処理	8:00~20:00 (開庁日)	稼働率 99.9%	5秒以内	30分以内
Web情報登録処理	同上	稼働率 99.5%	3秒以内	1時間以内
夜間バッチ処理	20:00~8:00 (開庁日)	時間内終了率 99.9%	—	2時間以内
ヘルプデスク	8:30~17:20 (開庁日)	回答率 100%	一次回答 60分以内	—

## ② 情報システム調達の適正化

「情報システム調達ガイドライン」を見直します

今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中で、ICTを最大限に活用し、業務の一層の効率化を図るとともに、その整備や運用経費を節減しつつ、市民サービスの充実と簡素で効率的な行政運営を実現することが求められています。

そのために、各業務主管課がシステムの企画段階から予算化、調達、設計・開発、運用・保守、評価に至るまで、継続的に業務改革が可能となるよう、一貫した情報化推進体制を強化し支援するとともに、情報システム調達の最適化、調達制度改革についての基本的な考え方や手順である「情報システム調達ガイドライン」を見直し、各業務主管課において適切な運用を可能とする環境を整えます。

また、ICTガバナンスを強化し、情報システム調達における権限をCIOに持たせると同時に、その調達方針についてもCIOを中心とする情報化推進本部で策定します。

## (ア) 情報システム調達における方針

情報システム調達の最適化、調達制度改革についての基本的な考え方や手順である「情報システム調達ガイドライン」を見直し、最適化のあらゆる工程で情報システム調達を、適正価格で、かつ適正なシステム調達ができるよう体制を整えます。

## (イ) 近隣自治体への働きかけ

情報システム調達の適正化を図る意味では、自治体単独でシステム構築するだけでなく、国が共同アウトソーシング事業として提供するシステムの活用や、近隣自治体との共同運用を選択肢に入れる必要があります。共同アウトソーシング以外でも、近隣自治体間で各種情報交換（情報化の状況、システムの調達

に係る情報や受注業者の評価や業務の進め方)を実施し、職員の知識・技術力の向上とICT業者依存体質からの脱却を図る効果が期待できます。

また、国が進める新たな取組みの実証団体など、本市の情報化の方針や状況に合致するものであれば積極的に参加するほか、総務省などの地域情報化アドバイザー事業の活用なども視野に入れて推進します。

#### (ウ) 外部の専門家の活用

情報システム調達の最適化を推し進めていくためには、CIOを中心とした情報化推進体制を強化し、外部の専門家を活用することが有効です。

外部の専門家による客観的な視点によって、市全体の情報システムの課題点を洗い出し、本市としての今後の方向性を明らかにすることが可能となりますので、この活用を推進します。

### (3)人材(財)育成

#### ICT推進に関する研修を戦略的に実施します

電子自治体の構築にあつて、情報化推進を担う人材は、その推進のためのプラットフォームのひとつとして位置づけられています。

したがって、職員のICT活用力の向上は、計画の成果と継続、成長を大きく左右するもので、ICT人材の育成は、情報化推進計画と一体で取り組んでいかなければならないものです。育成すべき人材の範囲には、IT推進員<sup>35</sup>からCIO補佐官級までを含め、自治大学校などを含めた専門的で高度な研修を計画していくことが求められます。

そのCIO補佐官を支える組織である情報化部門の職員は、情報化基本計画に合わせた効果的な研修計画により、高い知識・技術力を持ち合わせることはもちろん、適材を確保するという観点も必要となってきます。

IT推進員に対する研修は、単にパソコン等を操作するための知識・技術力の向上ではなく、今後は、電子自治体の目的を共有し、その具現化に向けて必要となるスキルや知識を身に付けるための戦略的なものとして実施します。

#### (ア) 研修制度の充実と人材育成

電子自治体を実現するためには、IT推進員がその目的の意味を理解し共有していることが不可欠です。

<sup>35</sup> IT推進員：平成13年8月1日施行による「狭山市IT推進員設置要領」にもとづき各所属におけるICT活用の推進リーダーとして、情報機器の操作及び通信回線の管理等を行うとともに、行政の情報化を推進する要員

IT推進員の定義や任期を明確にし、勉強会や研修を計画的に実施し、ICTの高度利用と、情報セキュリティ意識の高揚を図っていくなど、IT推進員が知識・技術力を向上し、真に機能するための研修を積極的に進めます。

(イ) 情報システム部門における適材の確保

情報化部門の職員は、専門性の高い知識や技術が求められるため、人材育成の観点からも、人事的配慮が必要です。

(ウ) 知的所有権（知的財産権）の確保

システムの開発手法により、適用の可否は分かれますが、本市の知識や技術を用いて新たにシステムを構築した場合には、知的財産権の確保によってメリットがもたらされることが想定できる場合に契約条項に盛り込みます。

#### (4)個人情報保護対策

今後も継続した個人情報保護対策を実施します

本市では、「狭山市個人情報保護条例」を制定しています。

##### 第1章 総則

###### (目的)

第1条 市の実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、当該個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に寄与することを目的とする。

##### (ア) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、継続した一層の適正管理を行います。

##### (イ) 意識向上

職員の個人情報保護に対する計画的、継続的な教育を実施します。

##### (ウ) 諸規程の整備

情報化計画の重点施策の推進に合わせた個人情報保護に関する諸規程のさらなる整備を行います。

## 5.4 情報化の推進体制

本市では、次の体制にて本計画を推進します。

【狭山市情報化推進体制図】

